

労災保険率及び第1種特別加入保険料率表

（平成30年4月1日改定）  
（単位：1/1,000）

事業の種類	事業の種類	改定後	現行	変化
林業	林業	60	60	
漁業	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18	19	↘
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38	
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88	88	
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20	↘
	原油又は天然ガス鉱業	2.5	3	↘
	採石業	49	52	↘
	その他の鉱業	26	26	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79	↘
	道路新設事業	11	11	
	舗装工事業	9	9	
	鉄道又は軌道新設事業	9	9.5	↘
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5	11	↘
	既設建築物設備工事業	12	15	↘
	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5	
その他の建設事業	15	17	↘	
製造業	食料品製造業	6	6	
	繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5	↘
	木材又は木製品製造業	14	14	
	パルプ又は紙製造業	6.5	7	↘
	印刷又は製本業	3.5	3.5	
	化学工業	4.5	4.5	
	ガラス又はセメント製造業	6	5.5	↗
	コンクリート製造業	13	13	
	陶磁器製品製造業	18	19	↘
	その他の窯業又は土石製品製造業	26	26	
	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5	7	↘
	非鉄金属精錬業	7	6.5	↗
	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5.5	5.5	
	鋳物業	16	18	↘
	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	10	10	
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5	6.5	
	めつき業	7	7	
	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5	5.5	↘
	電気機械器具製造業	2.5	3	↘
	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23		
計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	2.5		
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5		
その他の製造業	6.5	6.5		
運輸業	交通運輸事業	4	4.5	↘
	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	9	9	
	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9	9	
	港湾荷役業	13	13	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
	清掃、火葬又はと畜の事業	13	12	↗
	ビルメンテナンス業	5.5	5.5	
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7	↘
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5	↘
	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3		
	船舶所有者の事業	47	49	↘

別表第5（第23条関係）

## 第2種特別加入保険料率

(平成30年4月1日改定)  
(単位：1/1,000)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	改定後	現行	変化
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	12	13	↘
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	18	19	↘
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45	46	↘
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52	52	
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	7	7	
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14	14	
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	48	49	↘
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械従事者）	3	3	
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3	3	
特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	15	16	↘
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	6	7	↘
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17	17	
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3	4	↘
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18	18	
特15	労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3	3	
特16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9	9	
特17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3	4	↘
特18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5	6	↘

(第23条の3関係)

## 第3種特別加入保険料率

(据え置き)

海外で行われる事業に派遣される労働者	3	3	
--------------------	---	---	--

別表2（第13条関係）

## 労務費率表

(平成30年4月1日改定)

事業の種類 の分類	事業の種類	改定後	現行	変化
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	
	道路新設事業	19%	20%	↘
	舗装工事業	17%	18%	↘
	鉄道又は軌道新設事業	24%	25%	↘
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%	23%	
	既設建築物設備工事業	23%	23%	
	機械装置の組立て又は据付けの事業			
	組立て又は取付けに関するもの	38%	40%	↘
その他のもの	21%	22%	↘	
その他の建設事業	24%	24%		